

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月25日
更新年月日	令和8年6月17日 (第2回)
目標年度	令和10年度
市町村名 (市町村コード)	米子市 (31202)
地域名 (地域内農業集落名)	成実・尚徳地区 (石井、奥谷、日原、宗像、美吉、新山、古市、吉谷、橋本、奈喜良、別所、上安曇、 下安曇、青木、兼久、茶屋、実久、大谷、大袋)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載しております。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	364.7 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	364.7 ha
② 田の面積	309.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	32.3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	70.4 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	27.1 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	135.3 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	13.4 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載しております。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載しております。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載しております。

## (2) 地域農業の現状及び課題

## 【現状】

当地区は、地域内の22.6%の農地で担い手(認定農業者7名、基本構想水準到達者1名)、その他は兼業農家等によって営農されている。主に主食用米及び飼料用米を生産する水稲単作が中心であるが、水が不足する農地では大豆や麦等を栽培している。今後は農業者の高齢化や農業者不足により耕作地の減少が進んでいく一方で、新たに担い手が営農する農地面積は限られており、耕作放棄地の増加が懸念されている。(※特に、ため池からの水を利用する地域で担い手が不足している。)

農地については、大型化する農業機械に対して、現状の農地一筆あたりの平均面積が約10aと小さく、農地への進入路が狭い、また四ヶ堰からの用水が不足する等により利用しづらい農地が点在している。

農用地の保全については、9団体が多面的機能支払交付金事業を活用し、地域の168.4haの農用地の保全管理に務めている。

## 【課題】

地区によっては、農地面積が小さく、畦畔が多いことにより草刈りに時間を要する。営農の効率化のため、農地の大区画化を目的とした基盤整備事業等を検討する必要がある。また、四ヶ堰が経年劣化しており、改修工事についても検討する必要がある。

今後、農業者の高齢化や農業者不足がさらに進むことが予想されるため、「次世代の農業を担う若い農業者をどのように確保していくか」「将来農地をどのように利用していくか」について関係機関で協議し、具体的な対策を考える必要がある。

農用地の保全については、若い世代が自己保有の農地について関心を持ち、多面的機能支払交付金事業を活用しながら、農地を守っていく必要がある。

## (3) 地域における農業の将来の在り方

今後も担い手を中心として、主食用米及び飼料用米を生産する水稲栽培を継続する。水が不足する農地は、大豆や小麦への転作及び畑地化等の対策を検討する。今後も農地を守っていくためには限られた人材で効率的な農業を目指す必要があるため、営農の効率化及び省力化を促進する。

農用地保全については、今後も継続的に多面的機能支払交付金事業を活用し、適正な農用地の保全管理をおこなう。未実施地区については、事業実施により農地保全をおこなう地域を増やす。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地の大区画化(1筆あたり1.0ha程度)を目的とした基盤整備事業の実施や、担い手同士で定期的に協議し、農地の流動化をおこなうことにより、担い手への農地の集積及び集約化を促進し、営農の効率化を図る。また、補助金等の支援事業を活用し、ICT自動操縦システムやドローン等のスマート農機の導入により、営農の省力化を図る。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	22.6	%	将来の目標とする集積率
			30.1 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手の農地の団地数、飛び地の農地を減らし、1ha程度の農地の団地化を行う。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
関係機関と協力し、農地の担い手への集積及び集団化を進める。また、離農等により耕作者不在農地が発生した場合には、所有者・耕作者の意向を踏まえ、担い手へスムーズに農地の集積ができるようにする。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
原則として、当地区内の農地の貸し借りについては農地中間管理機構を活用する。また、農地中間管理機構等の関係機関と協力し、担い手への農地の集積及び集団化を加速させる。
(3) 基盤整備事業への取組
営農の効率化及び担い手への農地の集積及び集団化を加速させるため、農機械の大型化に伴ったインフラ再整備を含めた農地の大区画(農地1筆あたり1ha程度)とする基盤整備を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
若い世代の農業者の確保に向けて、関係機関と協力し補助強化の検討を進めていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる除草、防除作業等は、農業支援サービス事業者の活用を検討する。また、農繁期の人手が必要な時期には、水路掃除等で人材派遣サービスの活用を検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載しております。)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		
【選択した上記の取組内容】									
③ドローンを用いて消毒作業をおこなうことにより、営農の省力化を進めていく。									
⑦今後も多面的機能支払交付金事業の活用を継続し、適正な農用地の保安全管理をおこなう。未実施地区については事業活用を検討する。									

